

# 令和6年度道路附属物詳細点検業務委託特記仕様書《共通編》

## 第1章 総則

### 第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、令和6年度道路附属物詳細点検業務委託に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
  - ・測量業務共通仕様書（令和6年8月） 広島県（以下「共通仕様書」という。）
  - ・設計業務等共通仕様書（令和6年8月） 広島県（以下「共通仕様書」という。）
  - ・用地調査等業務共通仕様書（令和6年8月） 広島県（以下「共通仕様書」という。）
  - ・小規模附属物点検要領（案）（令和5年4月） 三原市建設部
  - ・その他関連図書

### 第2節 管理技術者及び照査技術者

- 1 受注者は、適格な管理技術者及び照査技術者を配置すること。
- 2 契約金額が500万円以上の業務分野の管理技術者が、他の業務分野の管理技術者を兼務しようとする場合（異動等による場合を含む。）の取扱は、当該業務と密接に関連する業務又はプロポーザル方式により発注した業務を兼務する場合を除き、原則として次のとおりとする。
  - (1) 契約金額が3,500万円以上の業務の管理技術者は、当該業務の外に管理技術者を兼務してはならない。
  - (2) 契約金額が500万円以上3,500万円未満の業務の管理技術者は、当該業務分野の外に5件以上の業務の管理技術者を兼務してはならない。
  - (3) 当該業務の管理技術者が技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士である場合は、上記(1)及び(2)にかかわらず、当該業務分野の外に10件以上又は契約金額の総額が5億円を超える業務の管理技術者を兼務してはならない。
- 3 照査技術者（測量業務にあつては、管理技術者及び照査技術者）は、業務の照査にあたり、設計・測量チェックマニュアル（平成13年4月 広島県土木建築部技術管理総室技術指導室）により実施すること。

### 第3節 調査設計業務実績サービス（TECRIS）

受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績サービス（TECRIS）に基づき、受注、途中変更、完成、訂正時に業務実績情報として「業務実績データ」を作成し、調査職員の確認を受けたいうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、途中変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。  
また、登録内容の事前確認時及び登録機関発行の「登録内容確認書」を業務打合せ簿により調査員に提出しなければならない。なお、途中変更時の登録が必要な場合とは、履行期間の変更、技術者の変更、請負金額の変更があった場合とする。

### 第4節 再委託の申請（測量・建設コンサルタント等業務の発注における留意事項による）

契約約款第6条第3項に基づき、第三者への再委託を申請する場合は、再委託業者に関する事項（業者名、所在地、登録番号、入札参加資格の有無）、再委託金額、再委託部分の業務内容、担当技術者、技術者の資格及び再委託する理由を添えて申請するものとする。

## 第2章 業務概要

### 第1節 業務の内容

当該業務は、道路附属物詳細点検業務を行うものである。詳細については各業務編に明示する。

### 第2節 資料の貸与及び返却

本業務に必要な資料については、契約締結後、受注者に対し、貸与する。

### 第3章 打合せ協議等

#### 第1節 打合せ協議等の回数

業務着手時, 中間及び完了時に打合せを実施することとし費用を見込んでいる。

#### 第2節 管理技術者の出席

業務着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立会うこと。

### 第4章 その他

#### 第1節 建設コンサルタントと財団法人等が参加する入札

この業務委託設計書の積算にあたっては、建設コンサルタントに委託する場合の積算方法で積算しているので、財団法人等が落札した場合には、請負金額は当該法人等に委託する場合の積算方法で積算した金額に変更する。

#### 第2節 電子納品について

- 1 成果品の提出方法については、各業務編に明示する。
- 2 成果品の提出の際には、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

## 令和6年度道路附属物詳細点検業務委託 特記仕様書（業務編）

### 1 業務名称

令和6年度道路附属物詳細点検業務委託

### 2 業務目的

本業務では、三原市が管理する道路附属物（道路標識、道路照明、カーブミラー）について、事故に関わる変状をできるだけ早期に発見し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図るために、施設の変状調査及び詳細点検を実施する。

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日

### 4 業務の概要

本業務の概要については、次のとおりとする。

#### 1. 道路附属物詳細点検業務個別施設計画策定業務

(1) 打合せ協議	1 式
(2) 計画準備	1 式
(3) 道路附属物の詳細点検	1 式
ア 変状調査（道路標識、路側式）	1 基
イ 変状調査（カーブミラー）	71 基
ウ 現地確認	16 基
エ 点検計画作成	1 式
オ 詳細点検（道路標識、路側式）	13 基
カ 詳細点検（道路標識、片持ち式）	23 基
キ 詳細点検（道路照明）	38 基
ク 詳細点検（カーブミラー）	501 基
(4) 点検調書作成	575 基
(5) 報告書作成	1 式

## 5 対象地区及び数量

	道路標識 路側・添架（基）		道路標識 片持ち式 （基）	道路照明 （基）	カーブミラー（基）	
	変状調査	詳細点検	詳細点検	詳細点検	変状調査	詳細点検
西野	1	1	3	10	57	15
頼兼				8	14	4
皆実						28
中之町						24
西宮						8
和田						16
幸崎						5
須波						4
高坂町						1
八幡						6
鷺浦町						24
久井町		6	14	3		157
大和町		6	6	17		209
合 計	1	13	23	38	71	501

※調査の結果、対象数量に変更が生じる場合は、発注者と協議を行うものとする。

## 6 業務内容

### (1) 打合せ協議

業務の進捗に併せて、初回、中間（1回）、成果品納品の打合せを行う。

### (2) 計画準備

本業務の目的や主旨を把握した上で、業務工程・実施方針等の事項について整理した業務計画書を作成する。なお、詳細点検時については附属物の状況（現地の交通状況、点検に伴う交通規制の有無、現地調査の可否等）を確認し、実施計画書を作成する。

### (3) 道路附属物の詳細点検

道路附属物の種別に応じて、次のとおり点検調査を実施し、対策の可否を判定する。点検対象の道路附属物の所在地等が記載された台帳データは、三原市が提供する。

#### ア 変状調査（道路標識、路側式）

前記5の該当地区の全数について変状調査を行うものとする。

変状の有無については、建設分野におけるデジタル技術を活用し、現地作業の

効率化・省力化を図った方法で判断することも可能とする。

変状の有無を判断するために作成したデータについては、維持管理への活用も可能となるよう、対象物の状態を確認可能な画像又は動画で記録すること。なお、令和6年度の別業務にて巡視点検および変状有無の確認に「みちてんクルーズ」を用いており、当業務においても同システムの使用を見込んでいる。

#### イ 変状調査（カーブミラー）

前記5の該当地区の全数について変状調査を行うものとする。

調査内容については上記アに準ずるものとする。

#### ウ 現地確認

画像又は動画での判断が困難な場合は別途、現地確認を行い、変状状況を判定するものとする。なお、現地確認の実施数は、変状調査対象物の2割を見込んでいる。これによりがたい場合は発注者と協議するものとする。

#### エ 点検計画作成

作業上必要な資料収集したうえで、道路附属物（道路標識・路側式、道路附属物・片持ち式、道路照明、カーブミラー）の詳細点検の実施計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

#### オ 詳細点検（道路標識、路側式）

緊急性の高い施設から詳細点検を実施するため、施設ごとに変状の有無を判断し、変状が見られた場合は詳細点検を行うものとする。

詳細点検については、近接目視、打音、触診を含む非破壊調査を行うものとし、必要に応じて高所作業車等の機材を使用するものとする。

#### カ 詳細点検（道路標識、片持ち式）

全数について詳細点検を行うものとする。

詳細点検については、近接目視、打音、触診を含む非破壊調査を行うものとし、必要に応じて高所作業車等の機材を使用するものとする。

#### キ 詳細点検（道路照明）

全数について詳細点検を行うものとする。

点検内容については上記カに準ずるものとする

#### ク 詳細点検（カーブミラー）

緊急性の高い施設から詳細点検を実施するため、施設ごとに変状の有無を判断し、変状が見られた場合は詳細点検を行うものとする。

点検内容については上記オに準ずるものとする

#### (4) 点検調書の作成

点検結果の記録は、発注者が指定する様式に準じて点検調書を作成する。

#### (5) 業務報告書の作成

検討資料を含めて、業務報告書を作成する。健全度が「Ⅲ」の施設については、損傷部材、損傷の種類、状況写真、対策方針および設置環境、供用年数等から推定

される損傷要因の考察をとりまとめ、一覧表を作成する。

施設台帳を作成する。施設台帳は三原市が所有している台帳に、点検結果、施設情報等を追加する形で作成する。

#### (6) 照査

ア 受注者は、照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

イ 照査技術者は、照査計画を作成し、業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

ウ 照査技術者は、成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。

エ 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印の上で管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書として取りまとめるものとする。

#### 7 関係官公庁及び団体等との協議

本業務を実施する上で必要と考えられる場合、受注者は発注者の了解を得た上で、関係機関及び団体等と協議を行うものとする。協議した内容については、速やかに整理・記録し、発注者に提出するものとする。

#### 8 疑義

本特記仕様書に定めのない事項が発生した場合は、発注者・受注者協議の上、これを定める。

#### 9 業務の適切な実施に関する事項

##### (1) 関係法令の遵守

法律及び条例等の関係法令を遵守すること。

##### (2) 個人情報の保護

業務上知り得た個人情報を他に漏らさない体制をとり、漏えい、紛失、改ざん、防止、その他個人情報の保護を行うこと。

##### (3) 守秘義務

業務の実施に際して知り得た事実を第三者へ漏らしてはならない。履行期間が終了した後も同様とする。

##### (4) 再委託などの禁止

受注者は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

## 10 成果品

受注者は、受注業務が完了したときは、遅滞なく次に掲げる資料をファイル形式（綴じこみ）で発注者に提出するものとする。

- (1) 道路附属物詳細点検業務委託報告書 A4判（一部カラー） 2部
- (2) 道路附属物施設台帳 2部
- (3) 変状調査結果一覧 2部
- (4) 道路附属物点検調書 2部
- (5) 上記の電子データ CD-R又はDVD 2枚

※ウイルス対策等、広島県の電子納品要領に準ずるものとする。

## 11 成果品の帰属

本業務による成果品等の資料は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承諾を受けずに他に公表し、譲渡・貸与又は使用してはならない。

## 12 その他

- (1) 受注者は、発注者と連絡調整を十分に行い、円滑に作業を進めること。
- (2) 業務完了後に、受注者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (3) 策定過程の計画書案等の電子データについては、発注者・受注者の双方が修正できるように、原則Microsoft Word、Excel 形式等で作成する。